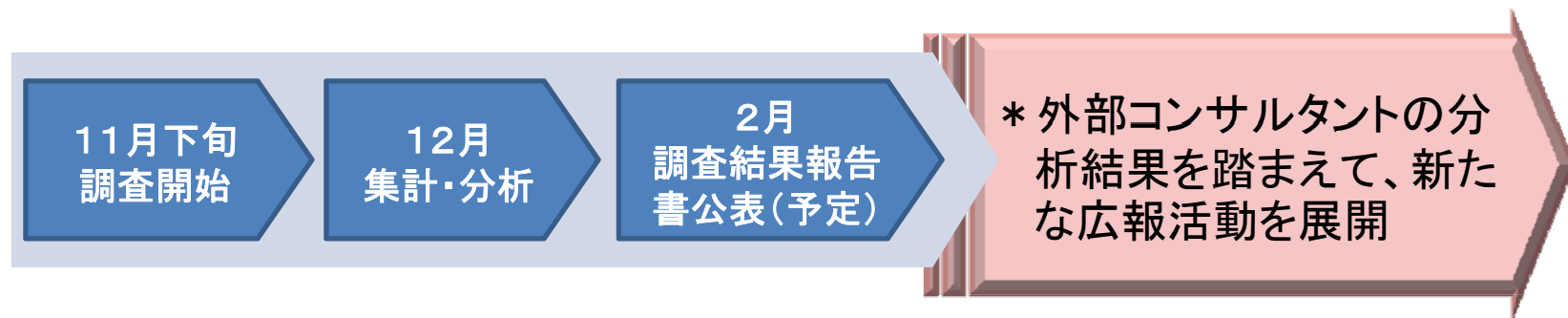


健康被害救済制度の周知に向けた今後の取組み

◆認知度調査の実施

医薬品副作用被害救済制度の認知度を把握し、より効果的な広報を実施するため、当該調査を引き続き実施

- ・ 一般国民向け
(20代、30代、40代、50代、60代以上の年代ごとに、男女各300人 計3,000人)
- ・ 医療関係者向け
(20歳以上の男女の医師・薬剤師・歯科医師・看護師 計3,300人)



◆外部での相談

第13回薬害根絶フォーラム【主催：全国薬害被害者団体連絡協議会 協賛：PMDA他】
(東京都港区11月19日)

- ・健康被害救済制度及びお薬相談窓口を設置

◆医療関係者向けの広報等

(1) きめ細かな説明を通じた理解の拡大

- 医療機関や学会等に積極的に出向き、健康被害救済制度の趣旨、仕組み等を説明
- 医療関係者の購読率が高い専門誌に、広告を掲載予定
日本医師会雑誌、日本薬剤師会雑誌、日本病院薬剤師学会雑誌、日本歯科医師会雑誌など
- 広報資料の配布
 - ・日本医師会雑誌及び日本薬剤師会雑誌に冊子・ポスターを同梱（11月実施）
 - ・全国の大学（薬科大学、薬学部）、臨床研修病院、大学病院、看護師養成施設等に冊子を配布（11月実施）
- 厚生労働省が発行する「医薬品・医療機器等安全性情報」に、健康被害救済制度の概要及び給付が認められないケース等を掲載予定
- 日本製薬団体連合会が発行する「医薬品安全対策情報誌(DSU)」11月号（23万部発行）に、医薬品副作用被害救済制度の概要を掲載し、全医療機関に配布

(2) 医療関係者の負担の軽減

- 診断書を作成しやすくするため、ホームページに掲載する「疾病ごとの診断書記入例」等を追加予定。

※ 上記に加えて、引き続きこれまでの施策を継続的に実施